

EUにおける労働者の社会的 기본權保障の課題：

マンゴルト・ショックの呪縛？

－ はじめに

cf.) 網谷龍介「オールド自由主義の呪縛？—EU 社会労働政策における集団と個人」
EUIJ-Kyushu Review Issue 1 (2011年) 123頁

・ Viking 事件、Laval 事件、Commission v Germany 事件の欧州司法裁判所判例
→労働基本權／(広義の) 団結權 VS 基本的自由 (自由移動原則)

・ 仮説：Mangold 事件先決裁定による加盟国へのショックの影響
(※もともとこの仮説自体の実証が本報告の主たる目的ではない。)

・ 本報告の目的：

- 1) EU 法上、基本權保障という点で ECJ が 2 つのベクトル (許容できないような方法での基本權保障の創設・基本權の浸食) を生み出したこと、
- 2) 現行の EU 法上、前者のベクトルへの対処がちりばめられる一方、労働者の社会的 기본權の許容できないような方法での浸食を防ぐ手立ては、不十分であること、

を明らかにすること¹。

二 E(E)C 法における労働者の社会的 기본權保障

*参考文献：拙稿「ヨーロッパ労働法研究序説—経済統合との関係にみる EEC 社会政策の形成過程」法学新報 121 巻 7・8 号 (2015 年 1 月発行予定。掲載頁未定。)

I. 初期社会政策の位置づけ

¹ この点で本報告は、Krebbler, RdA 2009, S.224 および Hanau, NZA 2010, S.1 に着想を得ている。

1. EEC 設立の主眼＝経済統合

→社会政策は経済政策の付属物：もっぱら競争政策的な性格が与えられる。

2. 労働者の権利保障

→労働者の自由移動、男女の同一報酬原則（EEC 条約 119 条）

but 少なくともこの時点では、これらも競争政策的なコンセプトに基づく。

II. 本報告における「労働者の社会的基本権」

典型例：労働基本権／（広義の）団結権

1. (狭義の) 団結権

2. 団体交渉権／協約自治

- ・「労働協約」による自治的規範形成
- ・団結体への特権（歴史的にみた典型例：競争法からの除外）

3. 団体行動権（争議権）

→協約自治と「不可分」

III. 共同体法上の明確な保障の欠如

1. 初期における、共同体の「社会的基盤」としての労働者の基本権の保障の要請

2. 背景：市場統合の負の側面への認識による、哲学の変化

3. 実際の発展：

ex.) 1989 年労働者の社会的基盤に関する共同体憲章→法的には直接の進展なし。

三 行き過ぎた保障

I. ECJ の積極的役割

1. ヨーロッパ労働法の発展に大きく寄与してきた欧州司法裁判所

cf.) 典型的には、イギリス労働法への多大な影響²

(ECJ という「思いがけない味方」³)

2. 差別禁止分野において著しい発展⁴

・男女の同一報酬原則 (EEC 条約 119 条)

- Defrenne 第 2 事件先決裁定⁵→同条が部分的にとはいえ、社会的目的を有するものとして認められる⁶。

- Defrenne 第 3 事件先決裁定→共同体法上の一般原則というロジックによって、男女の平等原則自体を基本権としての地位に高めた⁷。(ただし、当該事件についての適用は否定⁸。)

II. 立法的努力と政治的妥協

差別禁止の発展は、欧州司法裁判所の貢献のみによるものでも、また、性差別に限定されたものでもない。

1. 男女平等の分野における立法的努力

・初期の段階から、男女平等を具体化する数々の指令 (社会政策立法の停滞期にも、同分野では指令立法が行われる。)

・アムステルダム条約改正後、EC 条約 2 条、3 条 (共同体の任務・活動領域に。)

・同改正による EC 条約 141 条 1 項 (旧 EC 条約 119 条の同一労働同一報酬を明確に同一「価値」労働の同一報酬に。)、3 項 (一般に雇用・労働分野における男女の平等取扱いおよび機会均等を実現するための法的基礎。)

・後述の EC 条約 13 条の導入

² この点については、有田謙司「EU 労働法とイギリス労働法制」日本労働研究雑誌 590 号 (2009 年 9 月) 17 頁を参照。とりわけ、差別禁止、安全衛生、労働者参加の分野が影響を受けた分野として挙げられる (P.Syrpis, Industrial Law Journal, Vol.37, No.3, p.219 (at 228)参照)。

³ C.Barnard, NZA Beil. 2011, S.122, 125.

⁴ C.Barnard, EU Employment Law, 4th ed., 2012, p.253 参照。

⁵ ECJ judgment of 8.4.1976, Case 43/75, ECR 455, para.10: 共同体は、単なる経済的同盟なのではなくて、同時に、社会的進歩を確かなものとし、かつ生活・労働条件の継続的改善を目指すものであり、119 条はそうした共同体の社会的目的の一部をなすものである。

⁶ その後、同規定を ECJ が第一義的に社会的なものであると解するようになったとの指摘として、B.Bercusson, European Labour Law, 2nd ed., 2009, p.6 参照。

⁷ ECJ judgment of 15.6.1978, Case 149/77, ECR 1365, paras. 25-27 参照。そうした指摘として、C.Barnard, EU Employment Law, 4th ed., 2012, p.255 参照。

⁸ ECJ judgment of 15.6.1978, Case 149/77, ECR 1365, paras. 30-33 参照。

2. 労働法特有の（＝特定の労働関係に着目した⁹）差別禁止立法

- ・派遣労働者安全衛生指令 91/383/EEC¹⁰
- ・パートタイム労働指令 97/81/EC¹¹
- ・有期指令 99/70/EC¹²

3. 本来労働法に限らず問題となる差別事由

- ・アムステルダム条約により導入された EC 条約 13 条
 - 雇用および職業領域において、
 - ・人種と民族的出自に基づく差別禁止のための指令 2000/43/EC¹³
 - ・一般平等取扱指令（指令 2000/78/EC）¹⁴
 - （1 条：宗教もしくは信条、障害、年齢、または性的指向）

III. Mangold 事件先決裁定¹⁵

1. 法的背景

- i) 年齢差別禁止¹⁶を定める一般的平等取扱指令（1 条）
 - a) 実施期限：原則 3 年（2003 年 12 月 2 日まで。指令 18 条第 1 段落。）
 - 3 年延長の可能性（2006 年 12 月 2 日まで。同条第 2 段落。）
 - b) 正当化される異別取扱（指令 6 条）
 - 背景：年齢差別というセンシブルなテーマ
 - ・当時の 25 の加盟国のうちたった 3 ヶ国でしか憲法上明示的規定なし¹⁷。
 - しかも、そのうち一般的に年齢差別禁止を定めていたのは、フィンランドのみ¹⁸。
 - ＝大半の加盟国にとって、ヨーロッパ法により導入されることになる新たな差別禁止事由。

⁹ この点で他の差別禁止と区別するものとして、Thüsing, *Europäisches Arbeitsrecht*, 2.Aufl., 2011, § 3 Rn.12 参照。

¹⁰ OJ (1991) L 206/19.

¹¹ OJ (1997) L 14/9.

¹² OJ (1999) L 175/43.

¹³ OJ (2000) L 180/22.

¹⁴ OJ (2000) L 303/16.

¹⁵ Case C-144/04, judgment of 22.11.2005, ECR I-9981.

¹⁶ 厳密に指令自体が禁止しているかは問題もある(名古屋功「ドイツ有期労働契約法と EU 指令との抵触」*国際商事法務* Vol.34 No.12 (2006 年) 1650 頁、1654 頁参照)。

¹⁷ S.Kreber, *Comparative Labor Law & Policy Journal*, Vol.27, 2006, p.377, at 391 参照。スウェーデン、フィンランド、ポルトガルのみであった。

¹⁸ Preis, *NZA* 2006, S.401, 406 (i.V.m. Fn.62); Streinz/*Herrmann*, *RdA* 2007, S.165, 168 参照。

・年齢差別というテーマ特有の問題¹⁹。

ii) ドイツのパート・有期法

a) 有期労働契約の締結には原則として、無期ではなくて有期とすることに客観的な理由による正当化が求められる²⁰。

b) 客観的理由を欠く期間設定→14条3項(52歳以上の労働者)

*原告の労働契約においては、当該例外規定が利用された。

2. 争点:

・パート・有期法14条3項と一般平等取扱指令との整合性²¹。

・重要なのは、派生的問題:

i) 当該指令の効力有無(実施期限前)²²

ii) 指令の私人間効力

3. ECJの判示

→上記派生的問題を回避:

「このような差別形態の原則的禁止というのは、……さまざまな国際法上の条約および加盟国の共通の憲法的伝統にその起源を有する。それゆえ、年齢を理由とする差別の禁止は、共同体法上の一般原則とみなされるべきものである」²³。

=年齢差別禁止を共同体法上の基本的な権利に格上げ。

4. 問題性:

加盟国法の多様性を無視する形で、共同体法上疑義のある労働者の基本的権利の創設。

・「加盟国の共通の憲法的伝統」→×²⁴

・国際法上の条約→×²⁵

¹⁹ 橋本陽子「年齢差別の成否と平等指令への国内法の強行的適合解釈義務」貿易と関税(2006年9月)75頁、73頁;どのような場合に正当化が認められるかについてとりわけ困難性があることを指摘するものとして、Thüsing, *Europäisches Arbeitsrecht*, 2.Aufl., 2011, § 3 Rn.88 ff.参照。

²⁰ 同法については、ヴィンフリート・ベッケン(山本志郎訳)「ドイツにおける労働契約の期間設定の許容性」比較法雑誌47巻2号(2013年9月)133頁参照。なお同法は、それ以前の国内法上の発展もあるが、共同体法、すなわち有期指令の影響も受けている(134頁参照)。

²¹ そのほか、有期指令への適合性、いずれかの指令違反が肯定された場合の取扱いについても先決裁定の付託が行われているが、本報告では特に必要のない限り割愛する。

²² Mangold, cited above (n.15), paras.67-73.

²³ Mangold, cited above (n.15), paras.74-75.

²⁴ 上述のとおり。もっとも、この点で先例に鑑みた合理的説明は可能である(庄司克宏『新EU法基礎編』(岩波書店、2013年)202-203頁参照)。

²⁵ Krebber, *Comparative Labor Law & Policy Journal*, Vol.27, 2006, p.377, at 390-391; Streinz/Herrmann, *RdA* 2007, S.165, 168参照。

四 行き過ぎた侵食

I. 法的前景²⁶

1. 自由移動原則の労働法領域への適用

- ・労働者の自由移動原則→いずれかといえば、ヨーロッパ労働法の一部
- ・問題をはらんだ形で「労働法 VS 自由移動原則」という構図を生み出すのは、むしろ他の自由移動原則：開業の事由とサービス提供の自由
→労働法領域への適用は、早い段階から明らかになっていた²⁷。

2. 市場参入制限禁止アプローチ

- ・国籍に基づく差別禁止
→労働法と域内市場法は基本的に「隔たれた世界」²⁸
- ・市場参入制限禁止アプローチ：
ある措置にたとえ国籍差別的な要素がなかったとしても、保障されているところの国際的な経済活動を「禁止し、またはそうでなくとも妨げるような (liable to / geignet)、すべての制限」²⁹を禁じる。
→要件として間接的な差別すら必要なくなった点で、自由移動原則の射程が、外延の不明確なまでに広げられた。
←もっとも、制限の正当化がこれまでの差別の正当化よりも柔軟（判例により認められる、公益上の強行的理由に基づく正当化；もっとも、比例相当性審査）。

3. 私人間効力

- ・労働およびサービス提供を集団的に規整する場合には、私人であっても自由移動原則に拘束される、という基準³⁰。

²⁶ この点、拙稿「ヨーロッパ労働法研究序説」法学新法 121 巻 7・8 号（2015 年 1 月発行予定。掲載頁未定。）を参照されたい。

²⁷ 一例として、Case 279/80, judgment of 17.12.1981 [Webb] ECR 3305, para.9.

²⁸ C.Barnard, in: Marc De Vos (ed.), European Union Internal Market and Labour Law, 2009, p19, at 22-23.

²⁹ サービス提供の自由について Säger 事件先決裁定 (Case C-76/90, judgment of 25.7.1991, ECR I-4221) 第 12 段落参照。

³⁰ Case 36/74, judgment of 12.12.1974 [Walrave] ECR 1405, paras.17-19 (労働者の自由移動、サービス提供の自由)；Case 13/76, judgment of 14.7.1976 [Donà/Mantero] ECR 1333, paras.17-18 (労働者の自由移動、サービス提供の自由)；Case C-415/93, judgment of 15.12.1995 [Bosman] ECR I-4921, paras.81-84 (労働者の自由移動)；Case C-281/98, judgment of 6.6.2000 [Angonese] ECR I-4139, paras.31-32 (労働者の自由移動) 参照。もっとも前二者について、これらは拡張された形での垂直的直接

→少なくとも一見して、そうした集団的規整に労働協約が、また、そうした規整を目指す主体に労働組合が、それぞれあてはまりえた。

II : 争議権と自由移動原則の相克 : Viking 事件、Laval 事件

cf.) ドイツ 2013 年 11 月 27 日連立協定 : 「EU 基本権憲章の社会的な基本権のヨーロッパ域内市場における市場的自由に対する同位性の貫徹」が求められる³¹。

1. 事案の概要

i) Viking 事件³² (先決裁定付託事案)

- ・より低い労働条件を適用する目的での船籍変更の計画←争議
- ・Viking 社は労働組合 (ITF と FSU) の行動が開業の自由 (現 EU 運営条約 49 条) に反するとして、その行動の差止めを求める訴えを、ITF の本拠所在地であるロンドンにおいて提起。

ii) Laval 事件³³ (先決裁定付託事案)

- ・ラトビアからの労働者配置に際して、最賃規制の欠如を背景として、スウェーデンの労働組合が交渉要求。
- ・交渉不調の結果、争議行為。
- ・Laval 社は、そうした一連の争議行為の違法宣言、差止め、および損害賠償支払いを求めて、スウェーデンで国内訴訟。サービス提供の自由 (現 EU 運営条約 56 条) [および PWD] への違反が問題となり、ECJ に先決裁定付託。

2. 争議権の劣位

* ECJ : 争議権 = 「共同体法上の一般原則の不可欠な部分を形成する基本権」³⁴。

→EU 法における序列上同等の権利同士 (争議権と自由移動原則) の衝突が問題。

* 前提的判示 :

- ・労働組合に対する自由移動原則の第三者効ないし私人間効力の肯定³⁵。
- ・自由移動原則との関係での分野的例外 (Bereichsausnahme) の否定³⁶。

効を示したと位置づけることもできたことの指摘として、C.Barnard, EU Employment Law, 4th ed., 2012, p.157 参照。同論者によれば、労働者の自由移動について水平的直接効がはっきりと認められたのは、Angonese 事件先決裁定においてである (Case C-281/98, judgment of 6.6.2000 [Angonese] ECR I-4139, paras.33-36 が参照されている)。

³¹ 連立協定全文は、<https://www.cdu.de/sites/default/files/media/dokumente/koalitionsvertrag.pdf> あるいは http://www.spd.de/linkableblob/112790/data/20131127_koalitionsvertrag.pdf にて入手可能である (最終確認 : 2014 年 9 月 26 日)。ここで引用している記述は、その 114 頁を参照。

³² Case C-438/05, judgment of 11.12.2007, ECR I-10779.

³³ Case C-341/05, judgment of 18.12.2007, ECR I-11767.

³⁴ Viking, cited above (n.32), para.43; Laval, cited above (n.33), para.90.

³⁵ Viking, cited above (n.32), paras.57-61; Laval, cited above (n.33), paras.97-98.

i) Viking 事件：「開業の自由への制限は、それが基本条約と調和的な正当目的を追求するものであり、かつ、公益上の強行的理由によって正当化される場合に限り、容認されうるものである。しかし、それがあてはまる場合であっても、当該制限は追求される目的の達成を確たるものとするために適切なものであって、かつ、その達成のために必要なものを超えてはならない」³⁷。

ii) Laval 事件：共同体の基本原則の1つであるサービス提供の自由への制限が可能なのは、「当該制限が基本条約と調和的な正当目的を追求するものであり、かつ、公益上の強行的理由によって正当化されるものである場合のみであり、また、それがあてはまる場合であっても、当該制限は追求される目的の達成を確たるものとするために適切なものであり、かつ、その達成のために必要なものを超えないものでなければならない」³⁸。

iii) 問題性：

市場参入制限禁止アプローチとしての自由移動原則規定のスキームをそのまま³⁹用いること自体が問題。何故なら、ここでは争議権が基本権として保障されたことの効果があつたくみてとれないから⁴⁰。

a) たしかに、基本権の保護が、原則的に自由移動原則を含めた共同体法上の義務違反への正当化事由となつた先例に触れている⁴¹。

←しかし、実際の判断において、こうした争議権の承認が労働者保護目的という正当事由の推認をもたらすことはなかった⁴²。むしろ ECJ は、「労働者保護のための団体行動権」⁴³、あるいは、「労働者を起こりうるソーシャル・ダンピングから保

³⁶ Viking, cited above (n.32), paras.40, 51; Laval, cited above (n.33), para.88.

³⁷ Viking, cited above (n.32), para.75.

³⁸ Laval, cited above (n.33), para.101.

³⁹ たしかに、こうしたスキームを用いることそれ自体は、必ずしも、自由移動原則に対する基本権の劣位を絶対的に意味するものではないだろう。Schmidberger 事件先決裁定が、同じく形式的には制限禁止アプローチの枠組みを用いながらも、実質的には基本的自由と基本権をお互いに均衡をとるように考量していたことを指摘するものとして、Krebbler, RdA 2009, S.224, 233 参照。

⁴⁰ Däubler, AuR 2008, S.409, 415: Die Grundrechtsgarantie der kollektiven Maßnahmen „bleibt ... praktisch folgenlos“ und „wird ... zu einer leeren Deklaration“; Rebhahn, ZESAR 2008, S.109, 110 f.: Trotz der Anerkennung „hat sich das Grundrecht in den Urteilen selbst kaum erkennbar ausgewirkt“ und hatte es nur eine Rolle, „die Unterwerfung der kollektiven Maßnahmen unter die Grundfreiheiten rhetorisch abzufedern“.

⁴¹ Viking, cited above (n.32), para.45; Laval, cited above (n.33), para.93. ここで援用されているのは、Schmidberger 事件先決裁定 (Case C-112/00, judgment of 12.6.2003, ECR I-5659) 第 74 段落および Omega 事件先決裁定 (Case C-36/02, judgment of 14.10.2004, ECR I-9609) 第 35 段落である。

⁴² はっきりとそれが分かるものとして、Viking, cited above (n.32), paras.80-81 参照。こうした指摘として、Kocher, AuR 2009, S.13, 16 参照。

⁴³ Viking, cited above (n.32), para.77.

護するための団体行動権の権利」⁴⁴が原則的に自由移動原則への制限を正当化しうると表現を組み替えることによって、争議権を、「労働者保護」というこれまで基本権事案でなくとも認められてきた正当化事由を構成しうるに過ぎないという意味で、「労働者保護」という正当化事由の下位分類としてのみ扱っている⁴⁵。

b) そもそも、自由移動原則への制限の正当化事由である公益として基本権行使を位置付けることは、基本権として団体交渉権（争議権）を承認したと相容れないのではないか、という疑問も⁴⁶。

cf.) 「労働協約およびストライキの任務というのは、労働市場における自由競争に限界を設けることであり、まさにそれゆえに法的承認を得たものである」⁴⁷。

iv) 最低限求められていること：

ドイツ憲法学上のいわゆる「実践的調和（*praktische Konkordanz*）」という意味における、相互的な比較考量⁴⁸。欧州司法裁判所は、自由移動原則が争議権によって制限されることを問題視する一方で、争議権が自由移動原則によって制限される側面を問うていない点で、重要な視点を欠いている⁴⁹。

五 リスボン条約改正と労働者の社会的な基本権保障

- ・リスボン条約改正（2007年12月13日署名、2009年12月1日発効）
- ・同条約署名（2007年12月13日）を時期的に挟む形で出された Viking、Laval 両先決裁定。
- ・リスボン条約改正では、既に2005年12月22日に出されていた Mangold 事件先決裁定の問題性への対処は目立つ一方、労働者の社会的な基本権の「行き過ぎた侵食」を防ぐための工夫には不十分さ。

⁴⁴ Laval, cited above (n.33), para.103. また、para.107 も参照されたい。

⁴⁵ 同旨のものとして、Krebber, RdA 2009, S.224, 233 参照。

⁴⁶ 基本権というのは他でもなく、是認されないような行動様式の保障をも含むはずであるとして、こうした指摘を行うものとして、Krebber, RdA 2009, S.224, 233 参照。

⁴⁷ Blanke, in: Schubert (Hrsg.), Sozialer Dialog in der Krise – Social dialogue in crisis?, 2009, S.131, 139. この点では、競争法の領域で認められた分野的例外という扱いを、自由移動原則の適用についても応用できないかは、改めて問い直される必要がある。

⁴⁸ Blanke, in: Schubert (Hrsg.), Sozialer Dialog in der Krise – Social dialogue in crisis?, 2009, S.131, 139 f.; ErfK/Dieterich/Linsenmaier, 14.Aufl., 2014, GG Art.9 Rn.109; ErfK/Wißmann, 14.Aufl., 2014, Vorb. zum AEUV, Rn.15; Kocher, AuR 2008, S.13, 16; Wendeling-Schröder, AiB 2007, S.617 参照。praktische Konkordanz という表現を明確には用いないものの、基本的に同旨と思われるものとして、Rebhahn, ZESAR 2008, S.109, 114 f.参照。

⁴⁹ 同旨 Rebhahn, ZESAR 2008, S.109, 114 f.参照。

*以下、若干の例を挙げて検討。欧州人権条約の意義については、本報告では割愛。

I. 明文での社会的基本権保障の意義？

- ・ EU 基本権憲章の一次法化。
- ・ 28 条がスト権を含めた団体行動権を保障。

1. 一次法上の明文保障の意義の限界

- ・ 自由移動原則との関係でいえば、問題は社会的基本権の存否そのものではなくて、それを前提とした、自由移動原則との衝突事案における両者の調整のあり方⁵⁰。
- ・ 第一次法としての位置づけが逆に意味するのは、少なくとも、憲章上の基本権が自由移動原則に優位するものではないこと⁵¹。

2. 二次法への劣位？

ex.) 28 条：「連合法ならびに個別国家の法規定および慣習に従い」

*同様の規定は、他の規定にも（27 条や 30 条）。

→連合法との関係でいえば、第二次法が明確に排除されているわけではなく、「基本権」が第二次法にすら劣位するという解釈も、排除されているわけではない⁵²。

II. 国内法指向の限界

また、「個別国家の法規定および慣習」という点でいえば、これは、憲章上一般に「個別国家の法規定および慣習」の考慮を求める 52 条 6 項の特別規定と捉えることができる⁵³。この点、こうした条項が自由移動原則に対する防波堤の役割を果たすとの解釈には、少なくとも現実性が欠けているものと思われる。とりわけ自由移動原則の EU 法上の重要性に鑑みると、その統一的な適用を確保するという観点から、そのような解釈は問題だからである⁵⁴。このような条項は、単に連合の権限拡張の否定を確認した「懸念条項 (Angstklausele)」としての意味を有するに過ぎない⁵⁵。

⁵⁰ P.Syrpis, *Industrial Law Journal*, Vol.37 No.3, 2008, p.219 (at 233)参照。

⁵¹ Konzen, in: FS Säcker, 2012, S.229, 237; Krebber, RdA 2009, S.224, 234 参照。この限りでは、基本権たる争議権を優位させるべきとの主張には、衝突を認めるのであれば現実性がない。

⁵² Krebber, RdA 2009, S.224, 234 参照。

⁵³ 基本権憲章 28 条に関し、Kingreen, *Soziales Fortschrittsprotokoll*, 2014, S.48; より一般的に、Jarass, *GRCh*, 2.Aufl., 2013, Art.52 Rn.83 参照。

⁵⁴ 詳細は、Kingreen, *Soziales Fortschrittsprotokoll*, 2014, S.49 ff.参照。なお、Viking 事件先決裁定が比例相当性審査の点で最終的な判断を国内裁判所に委ねたことから、国内裁判所には国内の憲法的伝統に則った評価裁量が残されているとして、同先決裁定を擁護する見解が一部みられるが (von Danwitz, *EuZA* 2010, S.6, 17)、同様の理由で現実性に乏しいものと思われる。

⁵⁵ Calliess/Ruffert/*Kingreen*, *EUV/AEUUV*, 4.Aufl., EU-GRCh Art.52 Rn.41; Kingreen, *Soziales Fortschrittsprotokoll*, 2014, S.48 f.; Meyer/*Borowsky*, *Charta der Grundrechte der EU*, 4. Aufl., 2014,

Ⅲ. Commission v Germany 事件判決

2010年、Commission v Germany 事件判決⁵⁶。⁵⁷

- ・ Viking 事件、Laval 事件のいわば続編として、今度は団体交渉権と開業・サービスの自由移動原則との衝突事案を扱ったもの⁵⁸。
 - ・ その判断には、「公正な均衡」を求めた点で Viking や Laval に比べれば表現上の変化があったものの、内実として両者の「公正な均衡」を達成したものかどうかには疑問。
- * 参考文献：拙稿「EUにおける国際的経済活動の自由と団体交渉権の調和」労働法律旬報 1800号（2013年9月）30頁。

六 おわりに

Krebber, RdA 2009, S.224, 236 :

「EU 基本権憲章とリスボン条約についての検討から結局のところ明らかになったのは、加盟国が、第一義的には Mangold 先決裁定のような諸判例に直面して不安に支配されており、ほとんど可能な限り、はなから社会権の効力を奪うような措置を講じたに近い、ということであった。この点、そうすることによって同時に、基本的自由〔自由移動原則〕とのはっきりとしたバランスをもたらさう、現行のヨーロッパ法を背景とすると唯一考える手段を封じているということには、いまだ考慮が及んでいないままのようである。…社会権に対する基本的自由の優勢が、共同体法上社会権を実質的に保障するための法政策的分析の結果のものでないということは、きわめて不名誉なことである」。

以上

Art.52 Rn.46b 参照。Meyer/Borowsky, a.a.O., Rn.46 は、EU 基本権憲章 52 条 6 項のような規定を「宣言的な性格」のものとして位置づけ、「無用」とまで評する。同項について同じく「懸念条項」という表現を用いるものとして、Rengeling/Szczekalla, Grundrechte in der EU, 2004, Rn.479 参照。

⁵⁶ Case C-271/08, judgment of 15.7.2010, ECR I-7091.

⁵⁷ なお、同事件で問題とされている事実自体は、リスボン条約が適用されないはずの時期のものだが、ECJ がリスボン条約改正後の条文を援用していることから、その影響を探ることができる (Kingreen, Soziales Fortschrittsprotokoll, 2014, S.33 f. 参照)。

⁵⁸ 本件が事案の特殊性に拘わらず団体交渉権と自由移動原則との衝突の調整を扱ったものと捉えることが妥当であることについては、ここで掲げる拙稿に加えて、Tscherner, Arbeitsbeziehungen und Europäische Grundfreiheiten, 2012, S.382 も参照されたい。